



# 資産運用立国の実現

日本FP学会交流会

2024年3月11日（月） 金融庁長官 栗田 照久



はじめに

---

- 「**成長と分配の好循環**」を実現し、我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげていく。
  - 家計が、安定的な資産形成に向け、より多くの資金を貯蓄から投資に向ける。
  - 企業が、その資金を成長投資に回し、企業価値を向上させる。
  - その恩恵が資産所得という形で家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる。
- このため、**家計**、金融商品の**販売会社**、**企業**、**資産運用会社**、**アセットオーナー**など、投資に関与する各主体をターゲットとした取組を進めていく（各主体に向けた取組全体が資産運用立国に向けた取組）。

## 資産運用立国実現プラン（2023年12月13日）

（今般策定した③に加え、①②も内包）

**販売会社**（銀行・証券）、アドバイザーによる顧客本位の業務運営の確保

### ① 資産所得倍増プラン （2022年11月）

**家計**の安定的な資産形成  
（NISAの抜本的拡充・恒久化や金融リテラシーの向上）

### ③ 資産運用業・アセットオーナーシップ改革

**資産運用業**の高度化や  
**アセットオーナー**の機能強化

### ② コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた アクション・プログラム（2023年4月）

**企業**の持続的な成長  
**金融・資本市場**の機能の向上

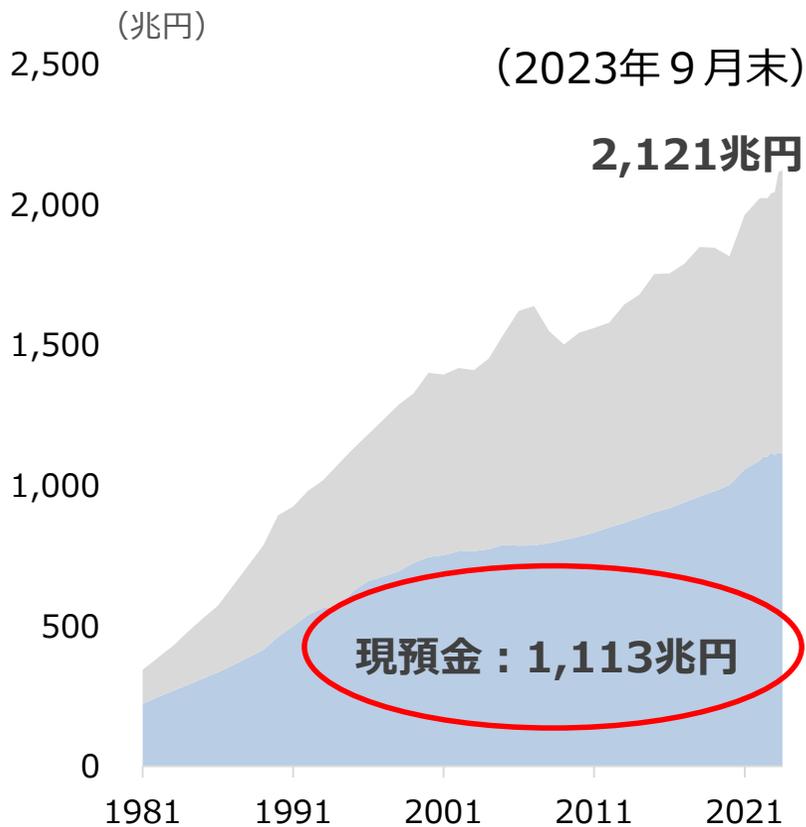
- 米国・英国では、2002年～2022年末の間、家計金融資産が3.3倍、2.3倍へと伸びている。
- 一方、日本では2023年9月までを見ても1.5倍の増加に留まっている。



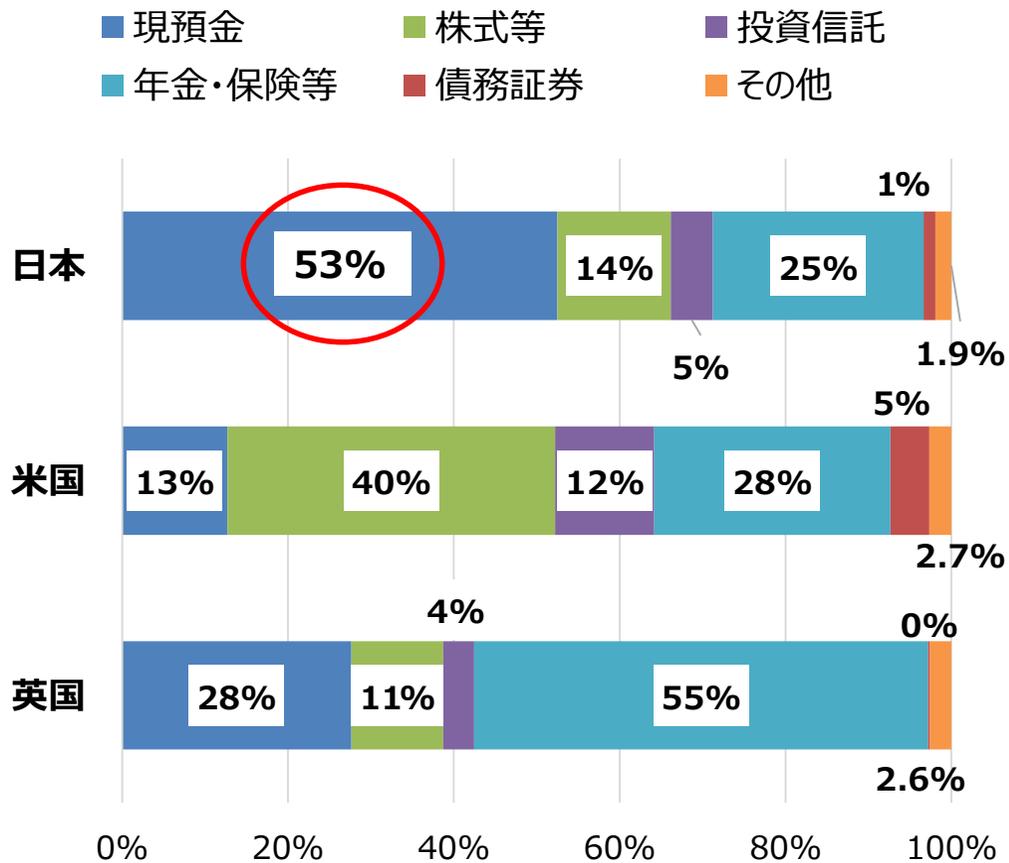
— 家計金融資産の推移  
 ■ うち運用リターンによる家計金融資産の推移

○ 日本では、家計金融資産に占める現預金の割合が大きい。更なる資産運用の伸長の余地がある。

## 家計金融資産と現預金の推移



## 家計金融資産ポートフォリオの各国比較



(出所) 各種資料より金融庁作成。

## 家計に向けた取組

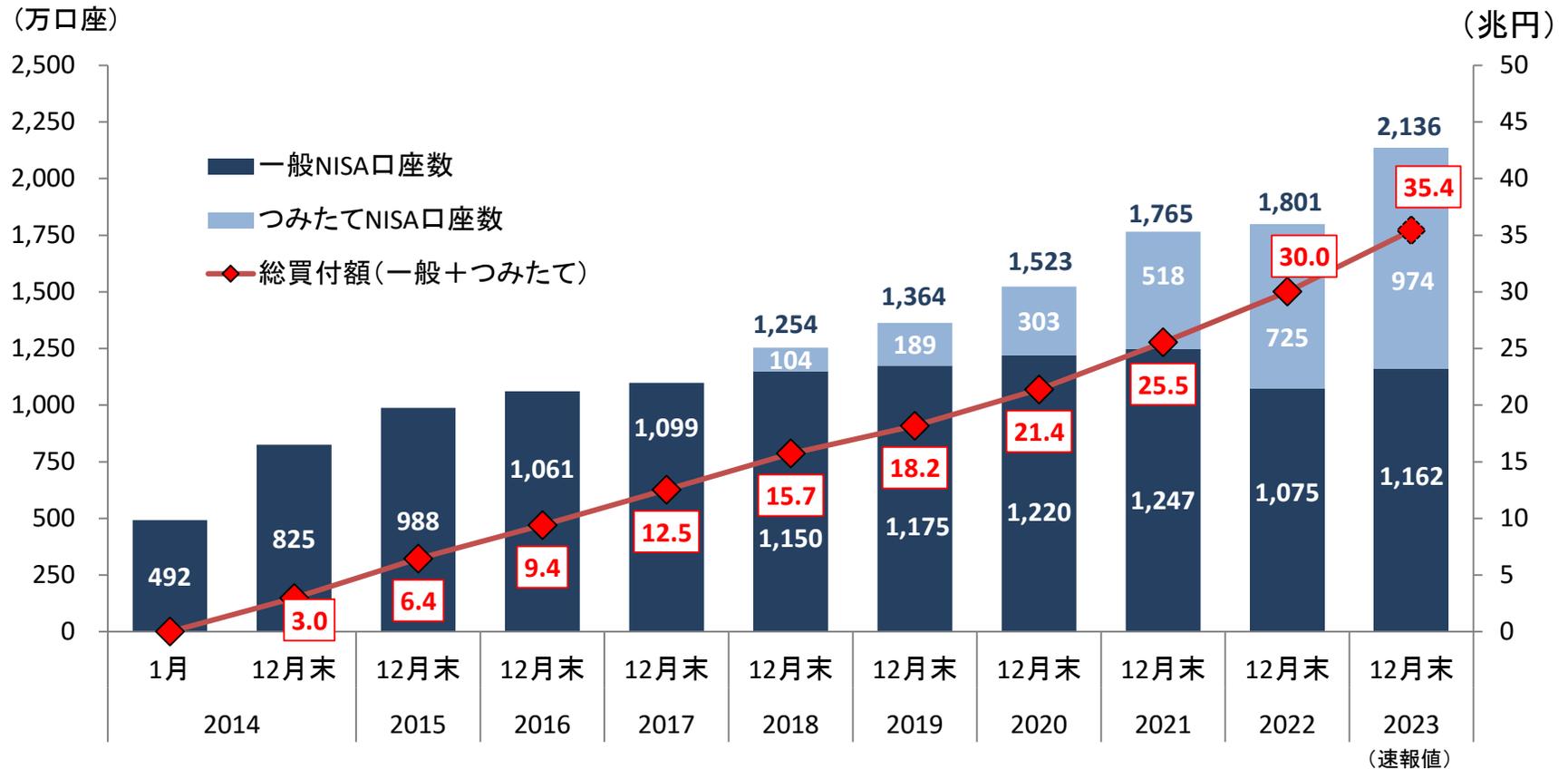
---

- NISA制度を抜本的に拡充、恒久化。**2024年1月から新しいNISAが開始。**
- 新しいNISAは、個々人のライフプランやライフステージに応じて、**若年期から高齢期に至るまで、安定的な資産形成に向け、柔軟にご活用いただける制度。**



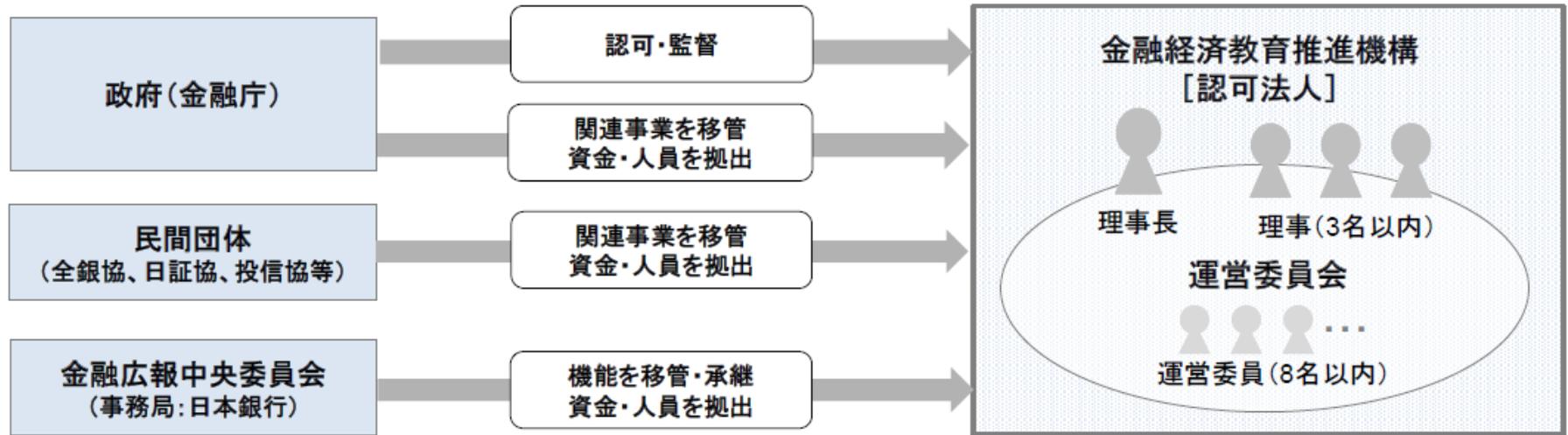
	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
非課税保有期間	無期限		無期限
制度 (口座開設期間)	恒久化		恒久化
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円		1,200万円(内数)
	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託		上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上		18歳以上

○ NISA口座数は昨年12月末で**2,100万口座を突破**。制度の更なる普及・活用促進に努めていく。



- NISA（一般・つみたて）の口座数は、**2,136万0,056口座**（2022年12月末時点から、約335万口座、18.6%増）
- NISA（一般・つみたて）の買付額は、**35兆4,252億6,242万円**（2022年12月末時点から、約5.4兆円、18.0%増）

- **金融経済教育推進機構**を本年4月に設立し、8月に本格稼働させる予定。
- 国全体として、中立的な立場から金融経済教育を推進。



※ 都道府県金融広報委員会、日証協地区協会、各地銀行協会等の地方組織と連携。

## 【主要な事業】

- 講師派遣事業**
  - 官民一体となって、「学びの場」づくりを強化。
  - 企業の従業員向けセミナーの充実。
  - 学校・教員支援の強化。
- イベント・セミナー事業**
- 個別相談事業**
  - 「家計管理」「生活設計」「資産形成」等に関し、個人の状況に応じたアドバイスを提供。
- 認定アドバイザー事業**
  - 特定の金融事業者・金融商品に偏らないアドバイスを行うアドバイザーを認定・公表・支援。

# 安定的な資産形成の支援に関する基本方針（案）の概要

（注）正式名称は「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」

## I 国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向

- 国民の安定的な資産形成は、個々人の幸福や厚生を実現するために不可欠。その支援は、「成長と分配の好循環」や、公正で持続可能な社会の実現にも資する。
- このためには、インベストメント・チェーンの各主体が十分にその機能を発揮する必要。地公体や民間企業と連携し、国全体として総合的に取組を進める必要。
- 取組を進める際には、経済・社会情勢の変化が個人の生活・経済事情に影響を与える点に鑑み、多様な資産形成の在り方に配慮した環境の整備が重要。

## II 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策

### 1 国民の安定的な資産形成の支援に資する制度の整備

- NISAについて、官民連携による積極的な広報を展開。利用者利便の向上等や、利用者保護の観点から金融機関に対するモニタリングを実施。令和9年末時点でNISA口座数3,400万口座、買付総額56兆円を目指す。
- iDeCoについて、拠出限度額の引上げ、加入可能年齢の引上げ等を検討。
- 機構において、顧客の立場に立ったアドバイザーに見える化・支援。

### 2 国民の安定的な資産形成の支援に資する制度の利用の促進

- 顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢の構築について、金融事業者をモニタリング（顧客本位の業務運営の確保）。
- 大手金融機関グループの資産運用ビジネスについて、顧客の最善の利益を勘案した運営体制やガバナンス体制の構築、その実効性確保を促進。日本独自のビジネス慣行や参入障壁を是正するほか、特定の地域において金融・資産運用サービスを集積し、高度化と競争力強化を促進等（資産運用業の改革）。
- アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）を策定（アセットオーナーシップの改革）。
- この他、「資産運用立国実現プラン」に着実に取り組む。

### 3 国民の安定的な資産形成の支援に関する教育及び広報

- 令和10年度末を目標に「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」が米国並みの20%となることを目指す。
- 「金融リテラシー・マップ」を参考に、公的制度や消費生活の基礎、金融トラブル等、広範な観点から取り組むことが重要。
- 貯蓄と投資のバランスに留意。安定的な資産形成に有効な長期・積立・分散投資の意義について、普及・啓発。
- 詐欺的な投資勧誘等による被害防止に必要な情報等を提供する仕組みを整備。若年層への金融経済教育を強化。
- 消費者教育や社会保障教育と連携。
- 職場での従業員向け教育の支援や私的年金等に関する広報を展開。
- 学校現場を支援するため、学校や教員研修等への講師派遣や教材提供等を展開。
- 機構において、教育活動を抜本的に拡充するほか、個人の行動変容を促すため、個人が気軽に相談できる環境を整備。

### 4 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究

- 国民の安定的な資産形成の実態等を継続的に把握。地公体や事業主を含め施策の実施状況や国内外の調査研究等に関する情報を収集。
- 国民の安定的な資産形成の支援に関する指標の在り方については引き続き検討。

## III 国、地方公共団体及び民間団体の連携及び協力

- 国、地公体、機構、民間団体等は、本基本方針の施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- 国は、地公体や民間団体と緊密に連携し、国全体の施策を推進。地公体や民間事業者を支援するため、情報提供等に努める。
- 地公体は、国との役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定・実施。住民の身近な行政を総合的に実施する立場から、地域特性に応じた手法や内容により地域住民の安定的な資産形成を支援。
- 企業による雇用者の安定的な資産形成を支援する取組は、従業員エンゲージメントの向上に効果的かつ人的資本の戦略上も重要であるため、事業に支障のない範囲内における国や地公体、機構の取組等への協力を求めつつ、中小企業を含め企業に対して国が支援。

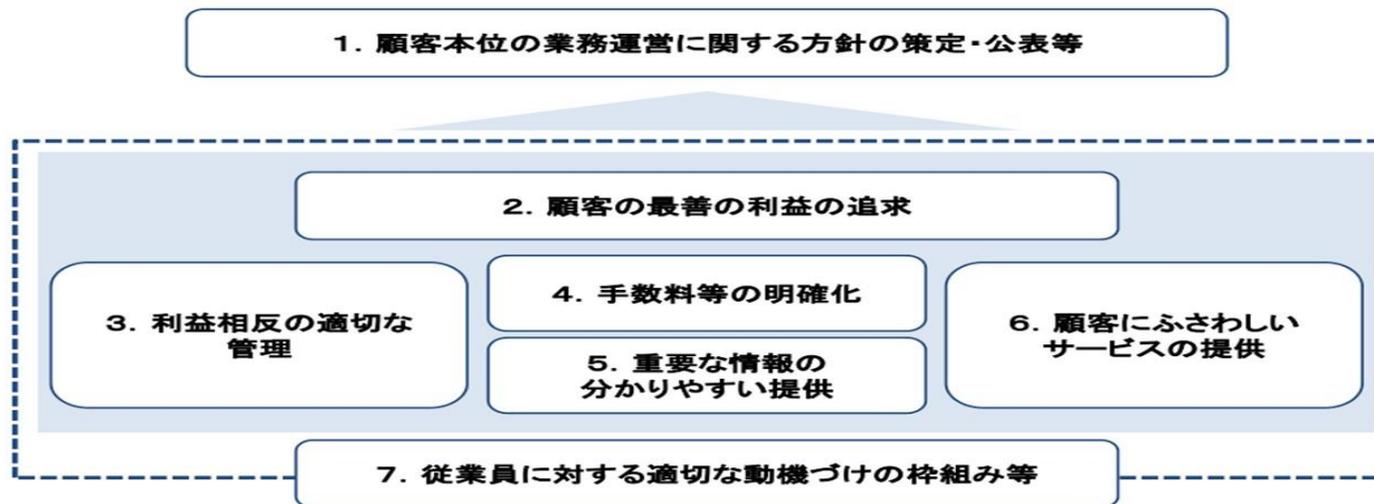
## IV その他重要事項

- 施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、対策を見直し・改善。
- 国民の安定的な資産形成支援に関する状況の変化を勘案し、上記の「検証・評価」を踏まえ、おおむね5年後を目標に、本基本方針の見直しを検討。

## 金融商品の販売会社に向けた取組

---

## 顧客本位の業務運営に関する原則



### 【顧客本位の業務運営】～2023事務年度金融行政方針～

- 金融機関において**顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等**を行う態勢が構築されているかについて**モニタリング**を行う。特に、以下について重点的にモニタリングを行う。
  - ✓ リテールビジネスへの経営陣の関与状況
  - ✓ 顧客本位に基づく持続可能なビジネスモデルの構築状況
  - ✓ 「取組方針」の質の改善と営業現場への定着状況・動機付け
  - ✓ 業界規則等を踏まえた仕組債への対応状況、販売実績や苦情に照らして留意すべき高リスクの金融商品（例えば、仕組債や外貨建一時払保険等）の販売・管理態勢
  - ✓ 実効性ある検証・牽制態勢を含めたPDCAの実践状況
- 金融事業者に対して、顧客の最善の利益を勘案して誠実かつ公正に業務を遂行する義務を設けるとともに、家計の資産形成において重要な役割を担う企業年金等もその対象に加えることを内容とする、金融商品取引法等の一部を改正する法律案の成立を前提に（第212回国会で成立）、顧客の最善の利益が確保されるよう**モニタリングのあり方について検討**を行う。

## 企業に向けた取組

---

- 我が国企業・経済の成長のため、**我が国企業がより魅力的な投資先となる**ことが重要。
- コーポレートガバナンス改革の趣旨に沿った実質的な対応を一層進展させるため、形式的な体制の整備ではなく、**企業と投資家の建設的な対話**の促進や、**企業と投資家の自律的な意識改革**を促進。

## コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム（2023年4月）

### 企業の中長期的な企業価値向上に向けた主な取組

#### 収益性と成長性を意識した経営

- ・ 資本コストの的確な把握やそれを踏まえた収益性・成長性を意識した経営を促進する。  
（事業ポートフォリオの見直しや、人的資本や知的財産への投資・設備投資など、適切なリスクテイクに基づく経営資源の配分等を含む。）

#### サステナビリティを意識した経営

- ・ 女性役員比率の向上（2030年までに30%以上を目標）等、取締役会や中核人材の多様性向上に向けて、企業の取組状況に応じて追加的な施策の検討を進める。

### 企業と投資家との対話に係る主な取組

#### スチュワードシップ活動の実質化・法制度上の課題の解決

- ・ スチュワードシップ活動における課題（リソース、インセンティブ、アセットオーナーの体制等）の解決に向け、運用機関・アセットオーナー等の取組を促進する。
- ・ 大量保有報告制度における「重要提案行為等」「共同保有者」の範囲・実質株主の透明性・部分買付けに伴う少数株主保護のあり方について検討を進める。

- 東証は、23年3月に、プライム・スタンダード市場上場企業に対して、「**資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応**」を要請。

### 現状分析

- 自社の資本コストや資本収益性を的確に把握
- その内容や市場評価に関して、取締役会で現状を分析・評価

### 計画策定・開示

- 改善に向けた方針や目標・計画期間、具体的な取組みを取締役会で検討・策定
- その内容について、現状評価とあわせて、投資者にわかりやすく開示

### 取組みの実行

- 計画に基づき、資本コストや株価を意識した経営を推進
- 開示をベースとして、投資者との積極的な対話を実施

毎年（年1回以上）、進捗状況に関する分析を行い、開示をアップデート

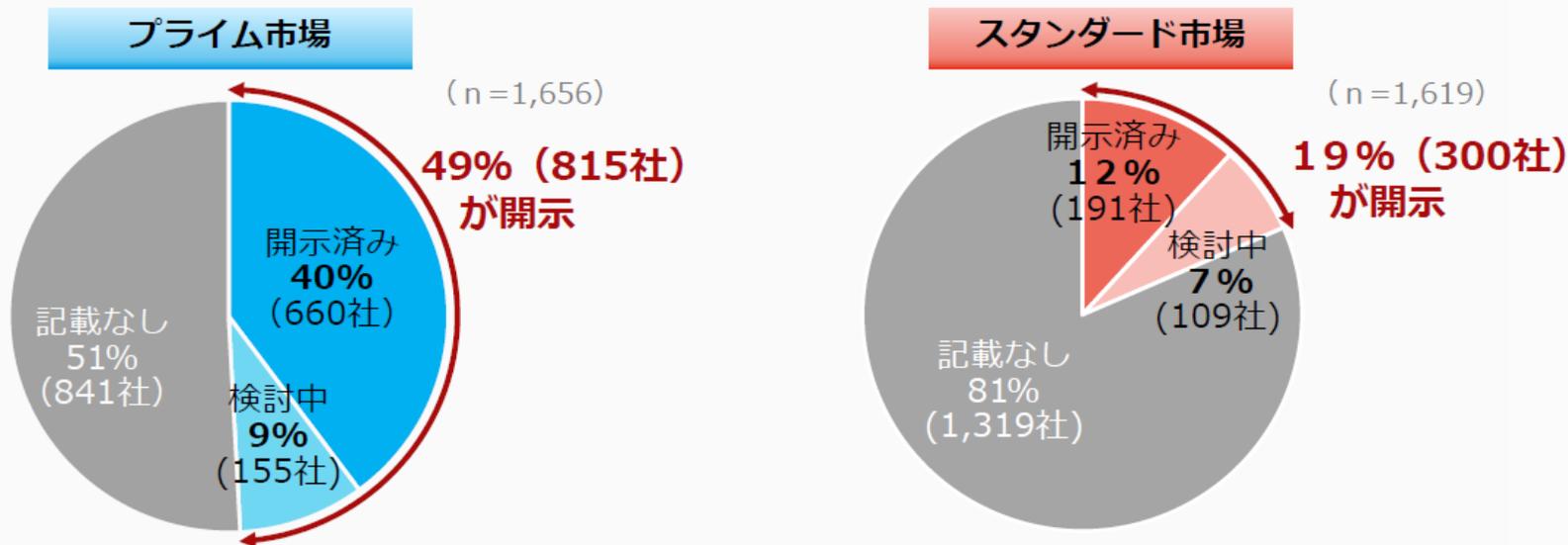
## 「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する開示状況



◆ 「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」について、**2023年12月末時点で、プライム市場の49%（815社）、スタンダード市場の19%（300社）が開示**（検討中を含む）

➤ プライム市場3月期決算企業に限ると、**59%（673社）が開示**（検討中を含む）（2023年7月時点の31%から倍近くまで増加）

注：2023年12月末時点で直近に提出されているコーポレートガバナンス報告書において、所定のキーワードを記載している会社を集計



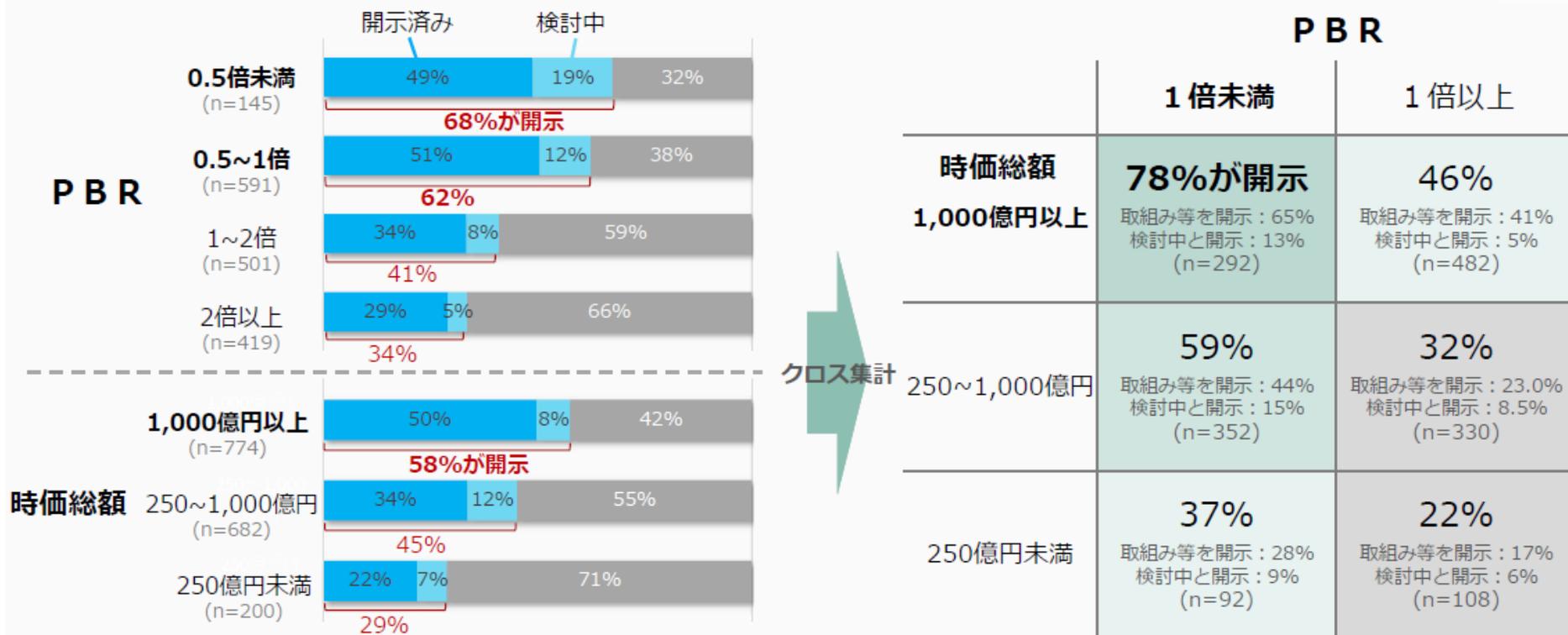
- ⇒ 開示企業数には一定の進捗が見られており、東証では、引き続き、検討・開示を行う企業数の増加に取り組む
- ⇒ あわせて、株主・投資者の視点から、各企業の取組みがブラッシュアップされていくことが重要であり、東証では、今後、投資者の視点を踏まえた対応のポイントや、投資者の高い支持が得られた取組みの事例の公表等を通じて、上場会社における実効的な取組みの検討・実施をさらに促進していく

## P B R / 時価総額水準別の開示状況（プライム市場）（2023年12月末時点）



◆ 引き続き、P B Rが低い企業/時価総額が大きい企業ほど開示が進展

- P B R 1 倍未満かつ時価総額 1,000 億円以上のプライム市場上場会社では、78%が開示（検討中を含む）
- 一方で、P B Rが高い企業/時価総額が小さい企業では、開示に進捗は見られるものの、引き続き、相対的に開示が進んでいない状況



## 資産運用業に向けた取組

---

## 1. 資産運用業の改革

- 大手金融グループにおいて、**資産運用ビジネスの経営戦略上の位置づけ**のほか、**運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプラン**を策定・公表
- 資産運用会社が金融商品の品質管理を行う**プロダクトガバナンスに関する原則**の策定
- **日本独自のビジネス慣行や参入障壁**の是正（投資信託の基準価額に関する一者計算の促進など）
- **金融・資産運用特区**の創設
- **新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）**の策定・実施 ※ EMP : Emerging Managers Program

## 2. アセットオーナーシップの改革

- アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（**アセットオーナー・プリンシプル**）の策定
- **企業年金の改革**（資産運用力の向上、共同運用の選択肢の拡大、加入者のための運用の見える化の充実など）

## 3. 成長資金の供給と運用対象の多様化

- **スタートアップ企業等への成長資金の供給の促進**
- **オルタナティブ投資やサステナブル投資などを含めた運用対象の多様化**

## 4. スチュワードシップ活動の実質化

- PBR等を意識した**企業による計画策定・開示・実行の取組**について、東証と連携し**フォローアップ**
- 機関投資家と企業との対話の促進等のための**大量保有報告制度等の見直しを含む実質的なエンゲージメント**の取組の促進

## 5. 対外情報発信・コミュニケーションの強化

- 世界の投資家のニーズに沿った形で資産運用業の改革を進めていくための**資産運用フォーラムの立ち上げ**

➡ 内閣官房等において、上記施策の**進捗状況を2024年6月目途に確認**。

## 銀行

1	中国工商銀行	中
2	中国建設銀行	中
3	中国農業銀行	中
4	中国銀行	中
5	JPMorgan Chase	米
6	Bank of America	米
7	三菱UFJ FG	日
8	HSBC	英
9	BNPパリバ	仏
10	クレディ・アグリコル	仏
11	シティバンク	米
12	中国郵政儲蓄銀行	中
13	三井住友FG	日
14	みずほFG	日
15	交通銀行	中
16	ウェルズ・ファーゴ	米
17	サンタンデール	西
18	パークレイズ	英
19	ゆうちょ銀行	日
20	UBS	瑞

(出所) S&P World Global Market Intelligence "The world's 100 largest banks, 2023".より金融庁作成 (2023年時点の総資産額の順位)

## 保険

1	アリアンツ	独
2	パークシャーハサウェイ	米
3	プルデンシャル	米
4	中国平安保険	中
5	中国人寿保険	中
6	アクサ	仏
7	リーガル&ジェネラル	英
8	メットライフ	米
9	日本生命	日
10	マニュライフ	加
11	ゼネラル	伊
12	AIG	米
13	LIC	印
14	日本郵政 (かんぽ生命)	日
15	CNP	仏
16	第一生命	日
17	エイゴン	蘭
18	クレディ・アグリコル	仏
19	グレート・ウェスト・ライフ	加
20	アビバ	英

(出所) AM Best. "World's Largest Insurers".より金融庁作成 (2021年時点のネットの非銀行資産額の順位)

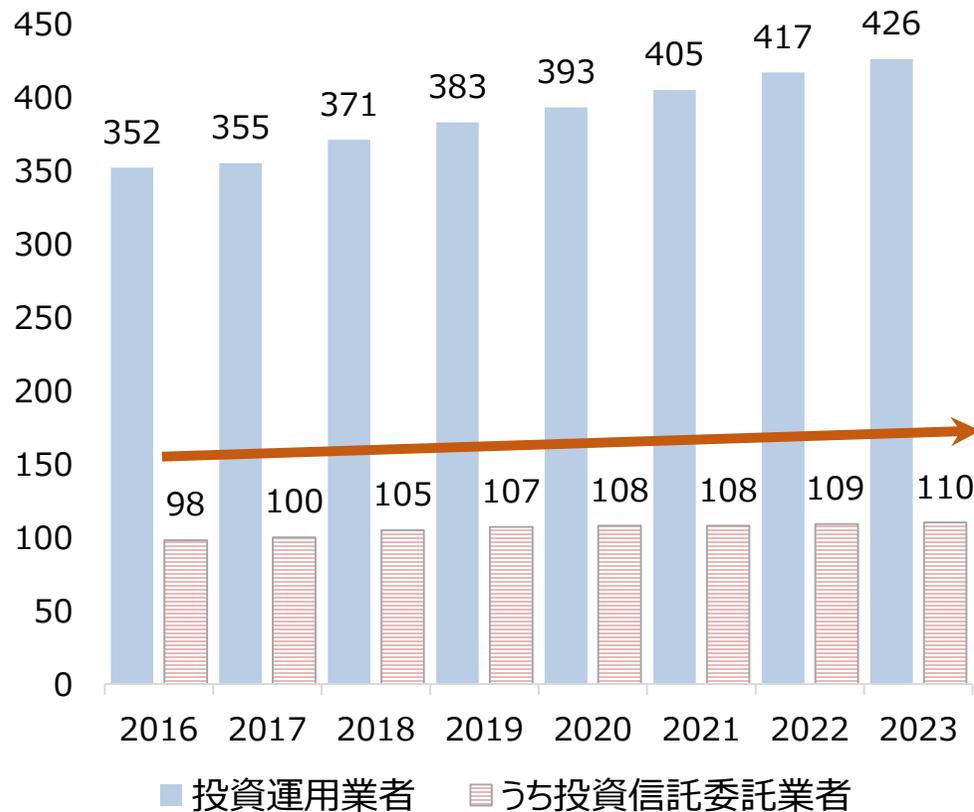
## 資産運用

1	ブラックロック	米
2	バンガード	米
3	フィデリティ	米
4	ステート・ストリート	米
5	JPMorgan Chase	米
6	アリアンツ	独
7	キャピタル	米
8	ゴールドマン・サックス	米
9	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	米
10	アムンディ	仏
11	UBS	瑞
12	リーガル&ジェネラル	英
13	プルデンシャル	米
14	ティー・ロウ・プライス	米
15	インベスコ	米
16	ノーザン・トラスト	米
17	フランクリン・テンプレートン	米
18	モルガンスタンレー・インベストマネジメント	米
19	BNPパリバ	仏
20	ウエリントン	米

(出所) WTW(ウイリス・タワーズワトソン) The world's largest 500 asset managersより金融庁作成 (2021年末時点の運用資産額の順位)

○ 日本の資産運用会社の新規参入は限定的。海外と比較して数も少ない。

## 資産運用会社数の推移



## 家計金融資産と資産運用会社数

	家計金融資産額 (兆円)	資産運用会社数 (社)
米国	14,517	15,114
香港	458	2,106
シンガポール	212	1,175
英国	1,191	1,100
フランス	909	708
ドイツ	1,087	607
日本	2,115	426

(出所) 各種資料より金融庁作成

- 大手金融グループに対し、①グループ内の資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付け、②運用力向上、③ガバナンス改善・体制強化を図るためのプランの策定・公表を要請。これまで、**13の金融グループ等\***が公表（24年1月末時点）。

※ 三菱UFJ、三井住友、みずほ、三井住友トラスト、りそな、野村、大和、日本生命、第一生命、住友生命、明治安田、ゴールドマンサックス、ブラックロック

## ① 経営戦略上の位置付け

- 多くのグループが、資産運用業を成長・注力分野として、グループ内の他の事業・機能（銀行・証券等）と並ぶ柱として位置付け。同時に、グループ総合力（運用と他機能の一体的な運用）を強調する社も多い。

## ② 運用力向上

- 運用対象・戦略の拡充（特に、オルタナティブ分野、アクティブ運用）と、その実現に向けた、グループ内外の運用知見の活用（新興を含む外部運用会社等との提携・出資・買収等）、人材の確保・育成（採用：専門コース設定・中途採用、育成：海外トレーニー派遣、人事・処遇：中長期の業績に連動した報酬体系）等。

## ③ ガバナンス改善・体制強化

- プロダクトガバナンスの強化（運用商品のレビュー、運用体制の開示等）、経営トップ選任プロセスの透明化（選任方針の明確化、専門会議等を通じた選任等）、独立社外取締役等の外部目線の活用等。

- 「金融・資産運用特区」において、国内・海外の金融・資産運用会社の新規参入や業務拡充を通じて、海外の投資資金も取り込み、スタートアップなどの成長分野へ十分な資金が供給される環境を実現する。
- このため、金融庁と意欲ある地域が協働し、関係省庁と連携しつつ、金融・ビジネス・生活環境関連の規制改革や英語対応等の行政サービスの充実など必要な支援を実施し、金融・資産運用サービスの集積・拡充と成長分野の発展を目指す。

## I 国の支援

### 1 金融・資産運用サービスの集積・拡充に資する支援

- ① 規制緩和・規制特例措置（金融関連、ビジネス・生活環境等関連）
- ② 行政サービスの充実（英語対応等）

### 2 成長分野（スタートアップ等）に関する支援

- ① 規制特例措置
- ② その他の支援

## II 地域の主体的な取組

### 1 金融・資産運用サービスの誘致・拡充に向けた取組

- ① ビジネス・生活環境の整備、税財政面その他の支援
- ② 行政サービスの充実（英語対応等）

### 2 金融・資産運用の投資対象として一体的に推進する成長分野（スタートアップ等）の支援

## 今後の流れ

**令和6年1月～**：自治体からの提案を募集（⇒4地域（東京、大阪、福岡、札幌）から提案書の提出あり）。金融庁を中心に、関係省庁・自治体の検討体制を構築。

**令和6年夏頃**：具体的な支援策等を盛り込んだ「金融・資産運用特区」のパッケージを公表。

- 新興運用業者は、マネジャー個人としては過去の運用実績（トラックレコード）があっても、新たに興した会社としては実績がないため、シードマネーを獲得することが難しいといった指摘がある。
- **官民が連携して新興運用業者に対する資金供給の円滑化を図る**ための取組を実施。

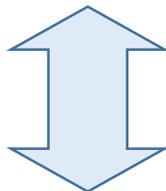


- 金融機関に、**新興運用業者の積極的な活用**※や、**単に業歴が短いことのみによって排除しないこと**を要請。金融機関等の**取組事例を把握・公表**。
- アセットオーナー・プリンシプル（後述）において、受益者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行する観点から、運用委託先の選定における新興運用業者の取扱いについて盛り込む。
- 官民連携の下で、金融機関・アセットオーナーに**新興運用業者を一覧化したリスト（エントリーリスト）**を提供。
- 運用業者が**ミドル・バックオフィス業務を外部委託**すること等により、運用に専念できるよう**規制緩和**を実施。

※ 複数の金融グループにおいて、独自の新興運用業者促進プログラムを設け、新興運用業者への資金供給の拡大を計画する動きあり。

新規に日本に参入する海外の資産運用会社等

“英語対応”



“ワンストップ”

### 拠点開設サポートオフィス

(金融庁・財務局合同で立ち上げ)

金融庁

財務局

新規参入に係る相談受付  
登録審査／登録申請書の受付  
登録後の監督業務  
海外事業者への広報・プロモーション活動

### 累計 33件 登録完了

(24年1月末現在)

(内訳)

- ・ 助言代理業 : 21件
- ・ 投資運用業 : 5件
- ・ 二種業 : 5件
- ・ 一種業 : 2件
- ・ 海外特例 : 1件

※ 同一業者が複数の登録を受けている場合があり、案件数の合計と内訳は一致しない。

## アセットオーナーに向けた取組

---

# アセットオーナー・プリンシプル

- アセットオーナーは、受益者の最善の利益を追求する観点から、運用目的に基づき目標を定め、その実現のために運用委託先を厳しい眼で見極める必要。
- アセットオーナーの範囲は、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドなど幅広く、課題もそれぞれであるが、共通して求められる役割があると考えられる。
- このため、アセットオーナーに係る共通の原則（**アセットオーナー・プリンシプル**）を本年夏目途に策定。

アセットオーナー	種別	所管省庁	資産規模	実施主体数	スチュワードシップ・コード受入表明
年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）	年金	厚生労働省	200.1兆円	—	○
国家公務員共済組合連合会（KKR）	年金	財務省	9.2兆円	—	○
地方公務員共済組合連合会	年金	総務省	28.7兆円	—	○
日本私立学校振興・共済事業団	年金	文部科学省	4.6兆円	—	○
企業年金連合会（PFA）	年金	厚生労働省	12.2兆円	—	○
国民年金基金連合会	年金	厚生労働省	4.6兆円	—	○
企業年金（DB）	年金	厚生労働省	66.2兆円	11,545	62
独立行政法人中小企業基盤整備機構	年金	経済産業省	11.1兆円	—	○
独立行政法人勤労者退職金共済機構	年金	厚生労働省	6.4兆円	—	○
生命保険会社	保険	金融庁	408.3兆円	42	20
損害保険会社	保険	金融庁	29.5兆円	33	4
国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）	大学等	文部科学省	10.0兆円	—	○
国立大学法人・大学等を設置する学校法人	大学等	文部科学省	N/A	N/A	1

## 資産運用立国実現プラン（2023年12月13日）要旨

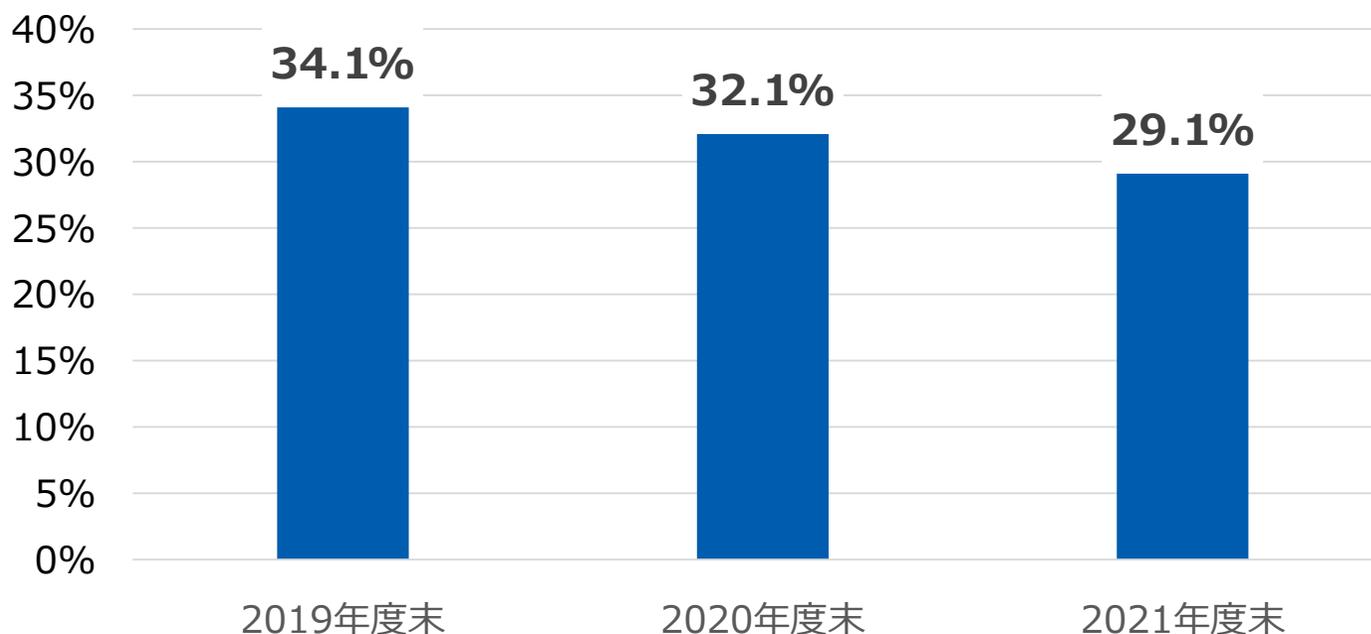
- 企業年金は、公的年金の上乗せの給付を保障し、高齢期により豊かな生活を送るための制度として重要な役割を果たしている。また、人への投資の一環としても、その役割は重要。
- 企業年金が、こうした役割を最大限に発揮し、加入者等の利益を最大化するためには、企業年金においても運用力の向上に向けた取組を進めていくことが重要。

- 確定給付企業年金（DB）について、加入者の最善の利益を達成するため、**運用委託先の定期的な評価、必要に応じて運用力次第で委託先を変える**などの見直しを促進
- 小規模DBが**企業年金連合会の共同運用事業**を活用できるよう、**選択肢拡大を含め、事業の発展等**に向けた取組を促進
- 企業型確定拠出年金（DC）において、労使合意に基づき指定運用方法の投資性商品への変更や運用商品の商品構成の改善など**運用方法の適切な選択がなされるよう、指定運用方法や運用商品の構成等に係る情報の見える化**、継続投資教育、**取組事例の横展開**等の取組を促進
- 企業年金（DB・DC）について、厚生労働省が情報を集約・公表することも含めて、運用状況等を含む情報の**他社と比較できる見える化**を行う

→ 厚労省審議会等にて具体策を議論。「見える化」の具体策等については、次期年金制度改革に関する結論と併せて（本年末）結論を得る予定。

- 企業型DC加入者が指図する運用商品について、元本確保型（預貯金・保険）のみで運用している者の割合は依然として約3割に上る。

## 元本確保型（預貯金・保険）のみで運用している者の割合



(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料 (2022年3月末)」

## 成長資金の供給と運用対象の多様化、情報発信

---

## 成長資金の供給と運用対象の多様化

- **スタートアップ企業等への成長資金の供給の促進**
  - ベンチャーキャピタル向けのプリンシプルの策定
  - 投資型クラウドファンディングに係る規制緩和
  - 非上場有価証券の流通を促進するための規制緩和 など
- **オルタナティブ投資やサステナブル投資などを含めた運用対象の多様化**
  - 投資信託への非上場株式の組入れを可能とする
  - 資産運用会社や有識者等の多様な関係者による対話の場である、「サステナビリティ投資商品の充実にに向けたダイアログ」を開催 など

## 対外情報発信・コミュニケーションの強化

- 世界の投資家等と対話を行い、ニーズを把握し、これに沿った形で資産運用業の改革を進めていくため、内外の資産運用会社を中心に、関係事業者や投資家等と連携しつつ、**資産運用フォーラム**を立ち上げ。そのための**準備委員会を2023年内に設立**。

- 新しい資本主義の下、我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金が投資に向かい、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで、更なる投資や消費に繋がる、**成長と分配の好循環**を実現していくことが重要。
- このため、日本政府は、**資産運用立国の実現に向けて、資産運用業とアセットオーナーシップの改革の実施や、資産運用業への国内外からの新規参入と競争の促進等に取り組んでおり、2023年12月に「資産運用立国実現プラン」を公表。**
- 引き続き、プランの施策を内外の関係事業者や投資家のニーズに沿った形で進めるための**関係者との対話や、日本市場の魅力等に関する情報発信**を行っていくことが重要。



- 内外の関係事業者や投資家等と連携しつつ、**資産運用フォーラムを立ち上げる**こととし、そのための**準備委員会を2023年12月に設立。**
- 今後準備委員会において、フォーラムの活動内容（グローバルなイベント開催等）等を検討の上、フォーラムを立上げ。

2024年1月24日

令和6年1月24日

各 位

各 位

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人投資信託協会

資産運用立国の実現に向けた今後の進め方について

資産運用立国の実現に向けた今後の進め方について

当協会と一般社団法人投資信託協会は、資産運用立国の実現に向けた様々な施策が示される中で、両協会会員の総意で採択した「資産運用業宣言 2020」で掲げた資産運用会社の社会的使命や目指すべき姿を実現し、国民の皆様の資産形成に貢献するため、両協会の統合を軸に検討を始めることとしました。

以 上

本会と一般社団法人日本投資顧問業協会は、資産運用立国の実現に向けた様々な施策が示される中で、両協会会員の総意で採択した「資産運用業宣言 2020」で掲げた資産運用会社の社会的使命や目指すべき姿を実現し、国民の皆様の資産形成に貢献するため、両協会の統合を軸に検討を始めることとしました。

以 上